

○ 地方自治法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

※ 「現行」は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）第九条による改正（平成三十年四月一日施行予定）後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護保険に関する事務） 第七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第一節第三款、第二節、第五節、第六節及び第四節並びに同法第二百五条及び第百十四条の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四章第四節の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第六十九条の三十八の規定による報告の徴収等（当該都道府県知事の登録を受けている同法第七条第五項に規定する介護支援専門員に対するものに限る。）、同法第六十九条の三十九の規定による登録の消除、同法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第七十条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等、同法第七十五条の二、第八十九条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助等並びに同法第百十五条の三十五第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知</p>	<p>（介護保険に関する事務） 第七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第二百五条及び第百十四条の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第七十条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二、第八十九条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第二百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条の規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に</p>

に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第一節第三款、第二節、第五節、第六節及び第十節並びに同法第一百五十五条及び第一百四十八条の八において準用する医療法第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条並びに同令第四章第四節の規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百零三条第三項、第一百三十五条第二項、第一百四十二条の二第三項、第一百四十四条の五第五項、第一百四十六条第二項、第一百五十五条の八第五項及び第一百五十五条の九第二項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第六十九条の三十八第一項中「その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同条第四項中「他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項」とあるのは「前二項」と、同法第七十条第一項中「ごことを行う」とあるのは「ごことを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならず」と、同条第四項及び第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との

係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百零三条第三項、第一百三十五条第二項、第一百四十二条の二第三項、第一百四十四条の五第五項、第一百四十六条第二項、第一百五十五条の八第五項、第一百五十五条の九第二項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごことを行う」とあるのは「ごことを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならず」と、同条第四項及び第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）」に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該指定都市」と、「必要な協議を求め

調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該指定都市」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、

ることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「、当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十八条の二の第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とある

これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法百四十四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百七十七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法百四十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法百五十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法百五十五条の三十三第二項中「指定を」

のは「市町村介護保険事業計画」と、同法百四十四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百七十七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法百四十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法百五十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法百五十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同法第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法百五十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同法第七項中

とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百五十五条の三十五第六項中「指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者」とあり、及び「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護サービス事業者」と、「介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

(介護保険に関する事務)

第百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節、第五節及び第六節並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第七十条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十九条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節、第五節及び第六節並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に

「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

(介護保険に関する事務)

第百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第七十条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二、第八十九条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核

適用があるものとする。

2| 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百条第三項、第一百三十五条第五項、第一百四十二条項、第一百四十四条の二第三項、第一百四十五条の五第五項、第一百四十六条第二項、第一百五十五条の八第五項、第一百五十五条の九第二項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3| 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該中核市」と、「必要な協議を求めることができ。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型

市に関する規定として中核市に適用があるものとする。
(新設)

2| 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該中核市」と、「必要な協議を求めることができ。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型

訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認め
る条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス
（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下
この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」
と、同法第七十二条の二第五項中「から」とあるのは「（以下こ
の項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、
「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の
廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止
し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ
により、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指
定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当
該届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業
について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の
届出があったものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と
、「若しくは休止の届出があったときは」とあるのは「又は休止
の届出があったときも」と、同法第七十八条中「事項を」とある
のは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同
法第七十八条の二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以
下この項において「共生型地域密着型サービス事業者」という。
）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する
指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行
うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「なら
ない。この場合において、当該届出があったときは」とあるのは
「ならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る
指定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項
の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。
共生型地域密着型サービス事業者から障害者総合支援法第二十九
条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る

訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認め
る条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（
この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下こ
この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と
、同法第七十二条の二第五項中「から」とあるのは「（以下この
項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、「
について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃
止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し
、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところに
より、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指
定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当
該届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業に
ついて、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届
出があったものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と、
「若しくは休止の届出があったときは」とあるのは「又は休止の
届出があったときも」と、同法第七十八条中「事項を」とあるの
は「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法
第七十八条の二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下
この項において「共生型地域密着型サービス事業者」という。）
は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指
定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行う
ものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「なら
ない。この場合において、当該届出があったときは」とあるのは「
ならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指
定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項の
規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共
生型地域密着型サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条
第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る

る事業所において行うものに限る。) について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったときも」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五条の二第五項中「から」とあるのは「(以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。)は」と、「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があったときは、当該指

事業所において行うものに限る。) について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったときも」と、同法第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百四条の二中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、中核市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百七十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同法第百十四条の七中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五条の二第五項中「から」とあるのは「(以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。)は」と、「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があったときは、当該指

定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたときは」とあるのは「又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があつたときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型地域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六條第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同法第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同法第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者」と

に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたときは」とあるのは「又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五條の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五條の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があつたときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型地域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六條第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五條の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同法第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同法第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し

あるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

(削る)

「とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

3|

第七百七十四条の三十一の四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第七百七十四条の四十九の十一の二第一項」と読み替えるものとする。